

延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

平成 30 年 12 月

延岡市

《目 次》

1. 募集名称	1
2. 目的	1
3. 貸付対象物件の概要	1～2
(1) 基本的事項	1
(2) その他の留意すべき事項	1～2
4. 貸付候補者の選定方式	2
5. 参加資格 (1) ～ (12)	3
6. 貸付条件	4～6
(1) 事業内容	4
(2) 貸付範囲	4
(3) 貸付様態	4
(4) 貸付期間	4
(5) 貸付開始日	4
(6) 地域説明会の実施	4
(7) 貸付料 (最低貸付料)	4
(8) 貸付料の納付	5
(9) リノベーション等 (改修工事等) 及びその費用負担	5
(10) 維持管理及びその費用負担	5
(11) 光熱水費、通信費、消耗品費等の負担	5
(12) 法令等の遵守	5
(13) 地域や地域住民等との長期的な良好関係及び信頼関係の構築	5
(14) 環境衛生美化の確保及び周辺地域の生活環境への配慮	5
(15) 第三者への権利の譲渡及び転貸、並びに目的外使用の禁止	5
(16) 損害賠償	5
(17) 調査等の実施	6
(18) 瑕疵担保	6
(19) 契約の解除又は変更	6
(20) 貸付物件の返還	6
(21) 定めのない事項	6
7. 貸付候補者の選定手順	6
(1) 貸付候補者の選定手順	6
(2) その他の留意事項	6

8. 貸付候補者選定にあたっての審査方法、審査基準及び選定基準	6～8
(1) 審査方法	6～7
(2) 審査基準	7
(3) 選定基準	8
9. 審査結果の通知	8
(1) 一次審査	8
(2) 二次審査	8
10. 公募から貸付開始までのスケジュール（予定）	8～9
11. 応募方法及び応募にあたっての必要な手続き	9～13
(1) 参加申込書等の提出	9～10
(2) 質問書の提出	11
(3) 現地見学説明会の参加申込書の提出及び実施	11
(4) 企画提案書等の提出	11～12
(5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	12
(6) 辞退届出書の提出	12～13
12. その他の事項	13

◆添付書類

(1) 物件位置図	14～16
(2) 物件状況写真（物件 NO.1）	17
(3) 物件状況写真（物件 NO.2）	18～19
(4) 物件状況写真（物件 NO.3）	20
(5) 物件状況写真（物件 NO.4）	21～22
(6) 物件配置図（物件 NO.2）	23
(7) 物件配置図（物件 NO.4）	24
(8) 参加申込書（様式第1号-1及び様式第1号-2）	25～26
(9) 事業者概要書（様式第2号）	27
(10) 暴力団等排除に係る誓約書（様式第3号）	28～29
(11) 役員等名簿（様式第4号）	30
(12) 質問書（様式第5号-1及び様式第5号-2）	31～33
(13) 現地見学説明会参加申込書（様式第6号-1及び様式第6号-2）	34～35
(14) 企画提案書届出書（様式第7号-1及び様式第7号-2）	36～37
(15) 企画提案書（様式第8号-1及び様式第8号-2）	38～43
(16) 年間貸付料見積書（様式第9号-1及び様式第9号-2）	44～46
(17) 資金計画書（様式第10号-1及び様式第10号-2）	47～48
(18) 収支計画書（様式第11号-1及び様式第11号-2）	49～51
(19) 辞退届出書（様式第12号-1及び様式第12号-2）	52～53

1. 募集名称

延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る借受事業者等募集

2. 目的

旧北方小学校及び旧北方幼稚園は、開校以来、長年、地域の教育やコミュニティなどのシンボリック的存在として重要な役割を担うとともに地域住民等に親しまれ大切にされてきましたが、近年の少子化による児童数の減少に伴い、それぞれ平成 25 年度と平成 29 年度をもって惜しまれつつ閉校、閉園となりました。

本市では、閉校後も地域住民等にとって思い入れの深い本施設を地域の遺産として残し、大切にしながら有効的に利活用を図っていきたいと考え、これまで施設の在り方や有効的な利活用方法について検討を重ねてきましたが、現在まで有効的な利活用方法を見い出せず、未利用状態が続くなど施設が遊休化しており、今後、いかに有効活用を図り遊休化を解消するか、その解決が求められている状況です。

このため、本市では「延岡市公共施設維持管理計画」における「延岡市公有財産利活用方針」に基づき、本施設の有効活用を図り未利用状態を解消することを目的として、民間事業者等による利活用のノウハウやアイデア等を活用し、本施設を地域経済の活性化や雇用の創出など地域振興等への貢献に寄与する施設として再生し、施設の有効活用を図りたいと考えています。

そこで、本市では、本実施要領に定める条件等のもと、民間事業者等を対象に本施設の貸付けを行うための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施し、本募集の主旨や条件等をご理解いただいたうえで本施設を借り受けていただける事業者等（以下「事業者等」という。）を幅広く募集するとともに、地域振興等への貢献に最も寄与すると認めた事業者等を貸付候補者として選定し、本施設の有効活用を図っていくものとします。

3. 貸付対象物件の概要

(1) 基本的事項

物件 NO	名称	所在地	物件種別	面積(m ²)	建築年	地目又は構造	耐震結果 IS 値
1	旧北方小学校 中庭	延岡市北方町川水流 卯 965 番 6	土地	602.85	—	学校用地	—
2	旧北方小学校 中校舎	延岡市北方町川水流 卯 965 番 6	建物	893.00	昭和 39 年	鉄筋コンクリート 2 階建	0.63 (H16 年度)
3	旧北方幼稚園 園庭	延岡市北方町川水流 卯 965 番 6	土地	386.00	—	学校用地	—
4	旧北方幼稚園 園舎	延岡市北方町川水流 卯 965 番 6	建物	226.00	昭和 51 年	鉄筋コンクリート 平屋建	2.53 (H23 年度)

(2) その他の留意すべき事項

① 物件 NO1

- a. 貸付用途：事業用駐車場及び駐輪場、多目的用（事業の範囲内）
- b. 現在の状況：鉄棒、渡り廊下、花壇等の工作物が設置され、樹木草が生えている状況。路面は未舗装で芝生の状態。渡り廊下は老朽化が著しく、また、当該物件を使用するにあたって工作物が支障と

なる場合は、事業者等における解体撤去を可とする。

②物件 NO2

a. 貸付用途：事業用事務所

b. 現在の状況：

■電気：低圧電灯・動力（メーター設置が必要） ■給水：上水道（メーター設置が必要。また、建物内で使用できる箇所は旧理科室の1箇所のみであり、増設する場合は配管工事等が必要） ■排水：農業集落排水 ■ガス：プロパンガス（休止中） ■通信環境（電話・インターネット等）：光回線提供エリア外 ■空調設備：一室のみ有 ■機械警備等防犯設備：無 ■消防設備：有（教育委員会北方分室のある南校舎と連動しており、現状の状態を使用する場合は教育委員会北方分室が消防設備点検を行うため、事業者等はその点検に係る費用を負担することが必要。また、事業者等による建物内部の配置や構造等の改修工事に伴い、現状の消防設備（計画）に変更が生じる場合は、事業者等の責任と費用により消防設備点検を行うものとする） ■トイレ：有（ただし、中校舎の北側にある屋外共用トイレとする。建物の貸付料は無償とするが、水道使用料及びトイレトーパー等消耗品の使用料については使用量等に応じ事業者等が負担するものとする。事業者等と市の詳細な管理区分や費用の負担割合等については、事業者等と市が協議し決定するものとする）。 ■防水設備：年々劣化が進行しており、今後、降雨等の状況によっては雨漏りの発生する可能性あり。貸付期間中に雨漏りが発生した場合の補修対応等については、事業者等と市が協議し決定するものとする。

③物件 NO3

a. 貸付用途：多目的用（事業の範囲内）

b. 現況：滑り台、ジャングルジム、ブランコ等の工作物が設置され、樹木草が生えている状況。路面は未舗装状態。滑り台、ジャングルジム、ブランコ等の工作物については事業者等における解体撤去を可とする。

④物件 NO4

a. 貸付用途：事業用事務所

b. 現在の状況：

■電気：低圧電灯・動力（メーター設置が必要） ■給水：上水道（メーター設置が必要） ■排水：農業集落排水 ■ガス：プロパンガス（休止中） ■通信環境（電話・インターネット等）：光回線提供エリア外 ■空調設備：無 ■機械警備等防犯設備：無 ■消防設備：有（消防設備点検が必要） ■トイレ：有（2箇所）：内、1箇所は幼児用であり使用する場合は改修が必要 ■防水設備：旧教室及び旧多目的室については、過去に天井部分からの雨漏りが発生し補修を施した経緯あり。現在、建築から相当の年数が経過し劣化も進行しており、降雨等の状況によっては旧保健事務室の一部で微量の雨漏りが発生する場合があります、貸付期間中に雨漏れが発生した場合の補修対応等については、事業者等と市が協議し決定するものとする。

4. 貸付候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

法人、複数の法人からなるグループ（以下、「グループ」という。）、団体、個人のどなたでも応募できるものとする。ただし、公告の日時点において、次の要件をすべて満たす者とする。なお、グループとして応募する者は、代表の法人が応募することとし、次の要件を満たさない法人が含まれるグループの応募は不可とする。

また、同一の法人が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することも不可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
 - (3) 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (4) 貸付物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者でないこと。
 - (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与している者。
 - ② 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) (3)から(5)までに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。
 - (7) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）に基づく指名停止を受けていない者。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以後の手続をいう。）が係属中でない者。
 - (9) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (10) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われていると認められる者でないこと。
 - (11) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
 - (12) 国税及び地方税（市町村税）を滞納していない者。
- ※ 応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、貸付候補者となることができないものとする。また、貸付契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除する場合がある。

6. 貸付条件

(1) 事業内容

地域経済の活性化や市内雇用の創出など地域振興等への貢献に寄与する施設として有効活用が図られる事業内容であること。

(2) 貸付範囲

上記3表のNO.1～NO.4の全物件を一括して貸付けるものとする(一部分だけの貸付は不可とする)。

(3) 貸付様態

現状有姿での貸付とする。ただし、市が認める範囲内において、事業者等の使用用途に応じたリノベーション等(改修工事等)を行うことは可とする。

(4) 貸付期間

貸付開始日から10年間とする。また、貸付期間満了に伴う契約更新については事業者等と市が協議のうえ更新できるものとする。

なお、契約を更新しない場合は、契約期間満了日の6ヶ月前までに市に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(5) 貸付開始日

貸付物件の貸付にあたっては、市から文部科学省への申請、承認が必要となっており、文部科学省の承認を得なければ貸付を開始することができないため、貸付開始日は文部科学省の承認日以降からとし、リノベーション等(改修工事等)についても貸付開始日以降から行うものとする。

なお、申請から承認までには最短でも3ヶ月以上の期間を要するものとし、現時点における最短での貸付開始日は平成31年6月頃を予定しているが、文部科学省の承認次第では予定よりも貸付開始日が遅れることも十分想定されるため、貸付開始日についてはリノベーション等の計画と合わせ特に留意しておくこと。また、文部科学省の承認の遅れによって生じた事業者等の損失について市はこれを一切補償しないものとする。

(6) 地域説明会の実施

貸付候補者として決定した事業者等は、平成31年3月31日までに地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催し、地域住民等に対し丁寧に事業の説明を行い理解を得ること。

(7) 貸付料(最低貸付料)

貸付は有償によるものとし、物件NO1、NO2、NO3、NO4のそれぞれの年間(4月1日から翌年の3月31日までの1年間)の貸付料(年額)は、次に掲げる額(最低貸付料)以上の額とする。ただし、貸付初年度については貸付開始日以降の日数を日割り計算した額とする。

①物件NO1(土地貸付料): 95,732円

②物件NO2(建物貸付料): 80,400円 + 消費税及び地方消費税

③物件NO3(土地貸付料): 61,296円

④物件NO4(建物貸付料): 21,720円 + 消費税及び地方消費税

年間貸付料合計額(最低貸付料) = ①+②+③+④+消費税及び地方消費税
= 259,148円+消費税及び地方消費税

※平成31年10月に消費税率の改正(8%→10%)が予定されているが、改正が行われた場合、建物貸付料については変更が生じるため、変更契約を行うこととする。

- (8) 貸付料の納付
毎年、市が発行する納付書にて、指定期日までに当該年度分を一括して納付するものとする。
- (9) リノベーション等（改修工事等）及びその費用負担
事業を行うにあたって必要となる貸付物件のリノベーション等（改修工事等）については、周囲の環境との調和や景観に配慮したデザインとし、事業者等の責任と費用負担により行うものとする（ただし、貸付物件の現状を変更しようとする場合は、事前に市への申請、承認を受けることが必要）。
- (10) 維持管理及びその費用負担
事業を行うにあたって必要となる貸付物件の維持管理（補修・点検等）については、原則、事業者等の責任において適正に行うものとし、維持管理に係る費用についても事業者等が負担するものとする（ただし、貸付物件が毀損し原状回復のために補修の必要が生じた場合は、事前に市に報告を行ったうえで補修を行うことが必要）。なお、貸付物件の毀損が天災によるもので、その原因が事業者等の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない
※貸付物件は建築から相当の年数が経過していることから劣化が進行しており、維持管理及びその費用負担等に関して疑義が生じた場合は、その都度、事業者と市が協議し決定するものとする。
- (11) 光熱水費、通信費、消耗品費等の負担
事業を行うにあたって使用する電気、水道、ガス、通信等に係る使用料及びそれらの使用や廃止等に伴って発生する工事費用や手続き費用等については、事業者等が負担するものとする（ただし、貸付物件に工事が発生する場合は事前に市への申請、承認を受けることが必要となる）。また、トイレトペーパーや蛍光灯等の消耗品に係る費用についても事業者等が負担するものとする。
- (12) 法令等の遵守
事業を行うにあたっては、常に法令等を遵守し適正に行うこと。
- (13) 地域や地域住民等との長期的な良好関係及び信頼関係の構築
事業を行うにあたっては、地域や地域住民等との間でトラブル等のないよう長期的に良好な関係及び信頼関係の構築に努めること。
- (14) 環境衛生美化の確保及び周辺地域の生活環境への配慮
事業を行うにあたっては、貸付物件の清掃、草刈等を実施し環境衛生美化に努めるとともに、周辺地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう努めること。
- (15) 第三者への権利の譲渡及び転貸、並びに目的外使用の禁止
貸付物件に関する権利は第三者に譲渡若しくは転貸することはできないものとする。また、貸付目的以外に使用することはできないものとする。
ただし、やむを得ない事情等が生じ、市がそれを認める場合はこの限りでない。
- (16) 損害賠償
事業者等はその責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合は、市に対しその損害を賠償しなければならない。但し、事業者等において貸付物件を現状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が事業者等の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
なお、疑義が生じた場合は、事業者等と市が協議し決定するものとする。
また、事業者等はその責めに帰する事由により利用者等の第三者の損害を与えた場合は、第三者に対しその損害を賠償しなければならないものとする。

(17) 調査等の実施

事業者等が契約内容や義務等を適正に履行しているか確認を行うために、市は貸付物件の使用状況の現地調査や事業報告書の提出などを求めることができるものとする。

(18) 瑕疵担保

貸付契約締結後、貸付物件に隠れた瑕疵があることが判明した場合、その対応については事業者等と市が協議し決定するものとする。

(19) 契約の解除又は変更

事業者等が貸付契約に規定する義務を履行せず、契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき、また、市において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、市は契約を解除または変更することができるものとし、契約解除・変更によって生じた事業者等の損失について市はこれを一切補償しないものとする。

(20) 貸付物件の返還

事業者等は貸付契約を終了する時は、原則として、貸付物件について市が承認した部分を除き、速やかに契約前の状態に戻し(原形復旧)、市に返還するものとする。

(21) 定めのない事項

本実施要領及び契約書等において定めのない事項が生じた場合は、事業者等と市がその都度協議し決定するものとする。

7. 貸付候補者の選定手順

(1) 貸付候補者の選定は下記の手順に従い行うものとする。

一次審査（書類審査） → 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） → 貸付候補者の選定

(2) その他の留意事項

参加者が1者であっても上記の手順に従って審査を行い、貸付候補者として適正と認められた場合は、貸付候補者として選定するものとする。

8. 貸付候補者選定にあたっての審査方法、審査基準及び選定基準

(1) 審査方法

①一次審査（書類審査）

審査にあたっては、「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル事務局(延岡市総務部管財課)」(以下、「事務局」という。)において、提出された書類を下記の「審査基準」に基づき、参加者として適格であるか否かについて公平かつ公正に審査を行うものとする。

審査の結果、事務局が不適格と認めた場合は、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）への参加資格を喪失（失格）するものとする。

②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査にあたっては、延岡市職員等7名の委員で構成する「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、下記の「審査基準」に基づき公平かつ公正に審査を行うものとする。委員1名につき評価点数の満点を100点と

し、委員 7 名の合計評価点数 700 点満点を上限に評価・採点を行うものとする。また、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施するものとする。なお、詳細な実施方法等については、企画提案書等の提出を要請した参加者に対して別途通知するものとする。

(2) 審査基準

①一次審査

提出された書類が、本実施要領に示される、5.「参加資格」の要件を全て満たし、かつ、11.「応募方法及び応募にあたって必要な手続き等」に適合していること、及び虚偽の内容の記載やその他本実施要領等における違反が無いなど、参加資格者として適格と認められる者であること。

②二次審査

審査項目	審査基準	評価点数		評価割合
① 基礎的 事項	(A) 公募要領に即した内容であること。	5	10	10%
	(B) 企画提案書が的確にまとめられ、プレゼンテーション及びヒアリング等の対応が適切であること。	5		
② 事業計画	(A) 公募の目的（地域経済の活性化及び市内雇用の創出など、地域振興等への貢献に寄与するための利活用）を踏まえた内容であること。	15	60	60%
	(B) 上記①の内容が適正な根拠に基づき具体的数値で示されており、その実現性及び波及効果の両面で高い内容であること。	15		
	(C) 地元地区や住民等と長期的に良好な関係を構築していくことのできる内容であること。	10		
	(D) 地元地区や住民等の生活環境に対する安全・安心に配慮した内容であること。	5		
	(E) これまでに地域貢献等に資する活動を行っていること。	5		
	(F) 地域経済の活性化、雇用の創出、社会貢献、地域等への配慮のほか、独自の提案・アピールが含まれる内容であること。	5		
	(G) 貸付物件の利用形態（レイアウト等）、貸付開始までのスケジュール、実施体制等が適当であること。	5		
③ 事業の確 実性・継 続性	(A) 貸付物件の利活用における設備投資から事業開始までの資金計画が妥当であること。	5	10	10%
	(B) 貸付物件の利活用に伴う、事業の収支計画が妥当であること。	5		
④ 貸付料	(A) 市の財源確保に寄与する見積額となっていること。 ※最高見積額を 20 点満点とし、それ未満の見積額については、次の算定式により、小数点以下第 1 位を四捨五入して採点する。 貸付料評価点数＝20 点×見積額／最高見積額	20	20	20%
総合計	—	100	100	100%

(3) 選定基準

一次審査において参加資格者として適格と認められた参加者で、かつ、二次審査における評価・採点の結果において、委員7名の評価点数の合計点（審査基準の審査項目①、②、③、④の合計点）が490点以上を得た参加者のうち、最高点を獲得した参加者を貸付候補者として選定するものとする。最高点を獲得した参加者が2者以上ある場合は、下記の「最高点を獲得した参加者が2者以上ある場合の選定基準」に基づき、貸付候補者を選定するものとする。ただし、最高点を獲得した貸付候補者が辞退を申し出た場合又は本実施要領の規定等により貸付候補者としての決定若しくは貸付契約を取り消された場合は、次点の参加者を貸付候補者として選定するものとする。

【最高点を獲得した参加者が2者以上ある場合の選定基準】

1. 貸付候補者が複数となった場合は、審査基準の審査項目②及び④の合計評価点数の最も高い者を貸付候補者とする。
2. 1の選定においても貸付候補者が複数となった場合は、審査基準の審査項目②の合計評価点数の最も高い者を貸付候補者とする。
3. 2の選定においても貸付候補者が複数となった場合は、審査基準の審査項目③の合計評価点数の最も高い者を貸付候補者とする。
4. 3の選定においても貸付候補者が複数となった場合は、審査基準の審査項目①の合計評価点数の最も高い者を貸付候補者とする。
5. 4の選定においても貸付候補者が複数となった場合は、委員による多数決により貸付候補者を選定するものとする。

9. 審査結果の通知

(1) 一次審査

郵送にて書面により通知するとともに、二次審査への参加資格を満たしている参加者に対しては、二次審査に向けた企画提案書等の提出を要請する。

(2) 二次審査

延岡市ホームページで公表するほか、すべての参加者に対して郵送にて書面で通知するものとする。また、貸付候補者として決定した参加者とは、貸付契約の締結並びに貸付開始に向けた協議、調整を行っていくものとする。

10. 公募から貸付開始までのスケジュール（予定）

項目	期限又は期間
(1) 公募開始日(公告日)	平成30年12月17日
(2) 実施要領等の配布期間	平成30年12月17日から 平成31年1月21日まで
(3) 参加申込書等の提出期間	平成30年12月17日から 平成31年1月21日まで
(4) 質問書の提出期間	平成30年12月17日から 平成31年1月10日まで
(5) 現地見学説明会申込書の提出期間	平成30年12月17日から 平成30年12月27日まで
(6) 現地見学説明会実施日	平成31年1月7日から

	平成 31 年 1 月 8 日まで
(7) 質問に対する回答期限	平成 31 年 1 月 17 日
(8) 一次審査（参加資格審査：書類審査）期間	平成 31 年 1 月 22 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで
(9) 一次審査結果の通知日	平成 31 年 2 月 1 日
(10) 企画提案書等の提出期間	平成 31 年 2 月 1 日から 平成 31 年 2 月 12 日まで
(11) 二次審査（企画提案書等審査：プレゼンテーション・ヒアリング）の実施日	平成 31 年 2 月 18 日
(12) 二次審査結果の公表・通知日及び貸付候補者の決定日	平成 31 年 2 月 28 日
(13) 貸付契約に向けた協議・調整期間（貸付候補者・市）	平成 31 年 3 月 1 日から 平成 31 年 3 月 29 日まで
(14) 地域説明会の実施期間（貸付候補者）	平成 31 年 3 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
(15) 文部科学省への財産処分申請手続き及び文部科学省の承認期間（市）	平成 31 年 3 月 1 日から 平成 31 年 5 月 31 日まで（予定）
(16) 貸付契約締結期間	平成 31 年 6 月 1 日から 7 日以内（予定）
(17) 貸付開始日（事業者によるリノベーションを含む）	貸付契約締結後

※(15)・(16)・(17)については、文部科学省への申請、承認が関係することから、具体的な時期、期間については現時点では不透明であり、あくまで最短の場合のスケジュールを記載しているため、変更の生じる可能性があることを特に留意しておくこと。

1 1. 応募方法及び応募にあたっての必要な手続き等

応募方法及び応募に必要な手続き等は下記のとおりとする。

また、応募にあたって必要となる申込書等の必要書類は、事務局において配布するほか、下記の延岡市ホームページに電子データを掲載するので、ダウンロードして入手すること。

なお、提出書類の様式 1 から様式 12 の内、様式 2、様式 3 及び様式 4 を除く様式については、法人、団体、個人用の「単体用」と、複数の法人からなるグループ用の「グループ用」の 2 種類があるため、該当する様式にて提出すること。

旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等

(1) 参加申込書等の提出

参加申込書等は、次により提出すること。

① 提出期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 31 年 1 月 21 日（月）まで

※ 受付時間：市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とすること。提出書類の受領確認後、参加申込書受領書を交付する。

④ 提出書類

次の a～i の書類を、各 1 部提出すること。

なお、グループで応募する者は、代表法人（参加申込者）以外の法人についても次の書類を各 1 部提出すること。

a. 参加申込書（様式第 1 号－1 又は様式第 1 号－2）

b. 事業者概要書（様式第 2 号）

c. 誓約書（様式第 3 号）

d. 役員等名簿（様式第 4 号） ※個人の場合は不要

e. 直近 3 期分の決算書（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、その他財務状況を明らかにする書類）

f. 直近 3 期分の事業報告書（写し）

g. 履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）

※ ただし、提出日前 3 ヶ月以内に法務局又は自治体で発行された原本とする。

h. 印鑑証明書

※ ただし、提出日前 3 ヶ月以内に法務局又は自治体で発行された原本とする。

i. 納税証明書

・ 国税の納税証明書（未納税の無いことが確認できる証明書）

・ 市町村税の納税証明書（未納税の無いことが確認できる証明書）

※ ただし、提出日前 3 ヶ月以内に税務署又は自治体で発行された原本とする。

⑤ 配布期間、配布場所、配布方法等

a. 配布期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）から 平成 31 年 1 月 21 日（月）まで

⑥ 作成及び提出上の留意事項

a. 提出書類への押印は全て印鑑証明書と同一のものとする。

b. 上記④の書類を提出した者は、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

c. 提出後、参加申込書等の再提出及び付属書類の差替え、修正については、事務局が認めるもの以外、一切認めないものとする。

d. 提出書類が本実施要領等に示された提出方法に適合しない場合や条件に適合しない場合、虚偽の内容が記載されている場合、その他本実施要領等に違反するなど市が参加資格者として不適格と認めた場合においては、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）への参加資格を喪失（失格）することとなる。

(2) 質問書の提出

質問を希望する場合は、質問書を次により提出すること。

① 提出期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 31 年 1 月 10 日（木）まで

② 提出場所及び提出方法

質問は、「質問書（様式第 5 号-1 又は様式第 5 号-2）」を作成し、事務局まで直接電話連絡を行ったうえで、電子メール又は FAX により提出すること。

③ 回答期限及び回答方法

質問に対する回答については、取りまとめを行ったうえで、平成 31 年 1 月 17 日（木） 17 時 15 分までに延岡市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要領書等の追加又は修正事項とみなし取り扱うものとする。

(3) 現地見学説明会の参加申込書の提出及び実施

① 現地見学説明会を実施しますので、参加を希望する方は参加申込書を次により 1 部提出すること。※本プロポーザルへの応募を判断するにあたっては、貸付物件の現状を正しく把握、理解することが重要であり、後に誤認等が生じないように極力参加することをお願いします。

a. 提出期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 30 年 12 月 27 日（木）まで

※ 受付時間：市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

b. 提出場所

事務局

c. 提出方法

事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とする。

d. 提出書類

現地見学説明会参加申込書（様式第 6 号-1 又は様式第 6 号-2）

② 現地見学説明会の実施

現地見学説明会を次により実施しますので、参加申込書を提出した方は、次により時間厳守のうえ参加すること。

a. 日 時

平成 31 年 1 月 7 日（月）から平成 31 年 1 月 8 日（火）まで

※実施時間：両日とも 10 時 00 分から 17 時 00 分まで

※参加者 1 者毎に 1 時間ずつ行う。それぞれの参加者の詳細な実施日時については事務局において調整し、後日連絡するものとする。

b. 現地見学説明会実施における留意事項

見学説明時は貸付物件、周辺施設等に損害等を及ぼさないよう十分注意し見学を行うこと。なお、貸付物件等を写真、録画等に撮ることについては、事務局が認めるものについては可とする。

(4) 企画提案書等の提出

二次審査への参加資格を満たしている方は、企画提案書等を、次により提出すること。

① 提出期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 2 月 12 日（火）まで

※ 受付時間：市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とすること。

④ 提出書類

次の書類について、a 及び c を各 1 部、それ以外は各 8 部提出すること。

- a. 企画提案書提出届（様式第 7 号-1 又は様式第 7 号-2）
- b. 企画提案書（様式第 8 号-1 又は様式第 8 号-2）
- c. 年間貸付料見積書（様式第 9 号-1 又は様式第 9 号-2）
- d. 資金計画書（様式第 10 号-1 又は様式第 10 号-2）
- e. 収支計画書（様式第 11 号-1 又は様式第 11 号-2）

⑤ 作成及び提出に係る留意事項

- a. 提出書類への押印は全て印鑑証明書と同一のものとする。
- b. 年間貸付料見積書（様式第 9 号）に記載する見積額は、上記の 6. 貸付料（5）において市が貸付物件毎にそれぞれ提示する年間の最低貸付料以上の額で、かつ、消費税及び地方消費税を含めない額（税抜き額）をそれぞれ記載すること。
なお、市が定める最低貸付料より低い額を記載した場合は失格とする。
- c. 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けないものとする。
- d. 提出後、企画提案書等及び年間貸付料見積書の再提出及び修正については、事務局が認めるもの以外は一切認めないものとする。

(5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

二次審査への参加資格を満たしている方で、企画提案書等を提出された方は、次によりプレゼンテーション・ヒアリングを実施しますので、各自、実施に向けた準備を行うこと。また、プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施するものとする。なお、実施方法等の詳細については、企画提案書等の提出を要請した参加者に対して別途通知する。

① 日 時

平成 31 年 2 月 18 日（月） 10 時 00 分から

② 会 場

延岡市役所 本庁舎 5 階 災害対策本部室

③ 時間構成

1 者につき約 30 分以内とする。

※ プレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 15 分以内とする。

④ プレゼンテーション・ヒアリング実施における留意事項

プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいた内容説明とすること。
企画提案書以外の追加資料の提出、使用は一切認めないものとする。

(6) 辞退届出書の提出

参加を辞退する場合は、次により辞退届出書を提出すること。

① 参加申込書等を既に提出している場合

a. 提出期限

平成 31 年 1 月 21 日（月）まで

b. 提出場所及び提出方法

辞退届出書(様式第 12 号-1 又は 12 号-2)を作成し、事務局に直接持参又は郵送により 1 部提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とすること。

② 二次審査への参加資格を満たしている場合

a. 提出期限

平成 31 年 2 月 12 日(火) まで

b. 提出場所及び提出方法

辞退届出書(様式第 12 号-1 又は 12 号-2) を作成し、事務局に直接持参又は郵送により 1 部提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とすること。

③ 二次審査の結果、貸付候補者となった場合

a. 提出期限

平成 31 年 3 月 4 日 (月)まで

b. 提出場所及び提出方法

辞退届出書(様式第 12 号-1 又は 12 号-2) を作成し、事務局に直接持参又は郵送により 1 部提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とすること。

12. その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は事務局とする。
- (2) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位に限るものとする。
- (3) 提出書類は、特に指定がある場合を除いて、様式ごとに A4 判普通紙 1 枚を使用すること。また、文章は横書きとし、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。なお、文字等の色、写真やイラストの掲載については、特段、指定はしない。
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の手法により、審査会の委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めることはできないものとする。
- (5) 市はすべての提出書類に関して無償で使用、複製、頒布、展示、翻案できるものとする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等の提出書類は返却しないものとする。
- (7) プロポーザルに関する書類等の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

【お問合せ先】

事務局:延岡市総務部管財課(延岡市役所 本庁舎 5 階)

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

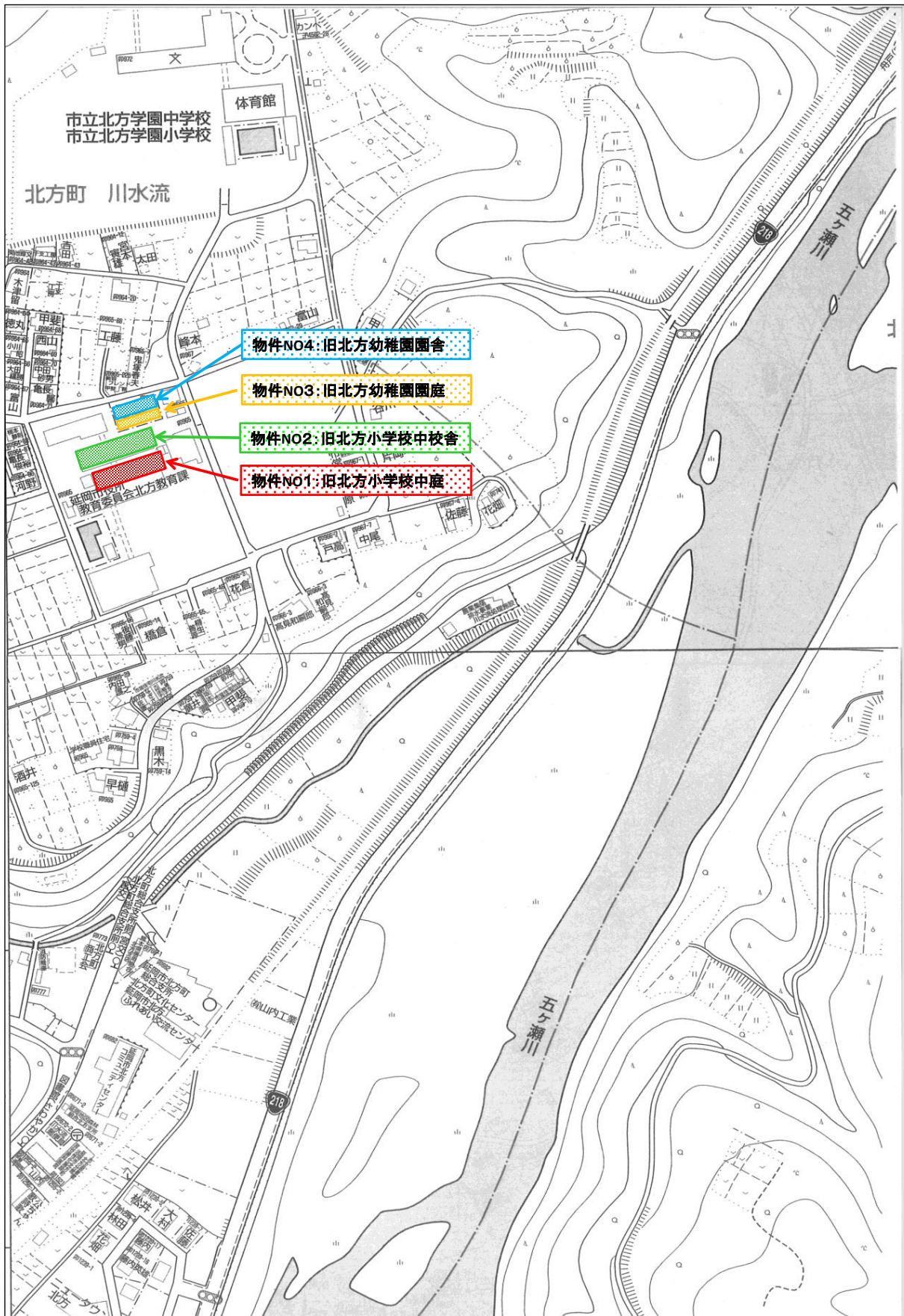
TEL 0982-22-7009 (直通)

FAX 0982-22-7070

URL <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/>

E-mail kanzai@city.nobeoka.miyazaki.jp

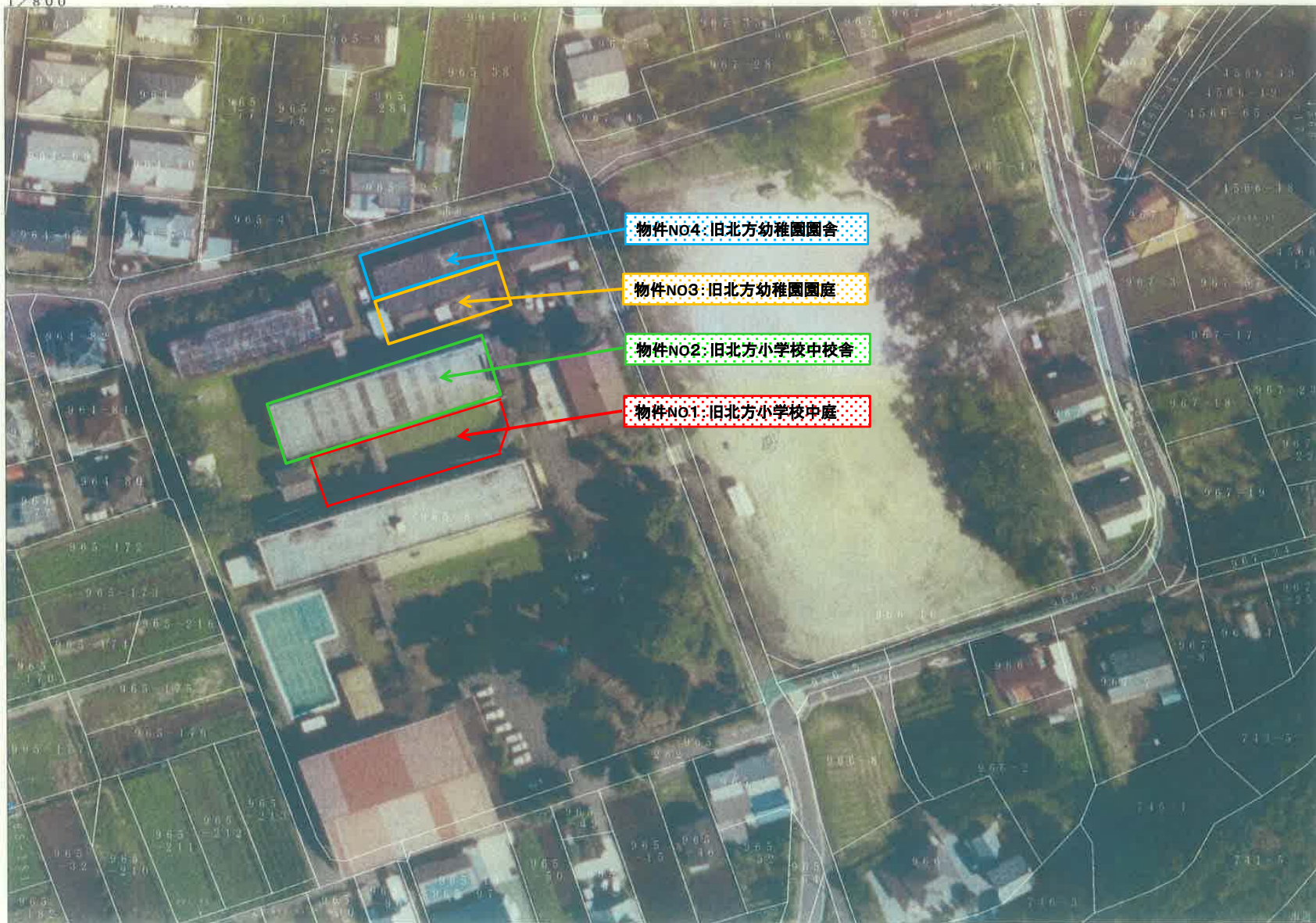
位置図(1/3)



位置図(2/3)



1/800



物件NO4: 旧北方幼稚園園舎

物件NO3: 旧北方幼稚園園庭

物件NO2: 旧北方小学校中校舎

物件NO1: 旧北方小学校中庭

物件NO.1:旧北方小学校中庭状況(1/1)



物件NO.2:旧北方小学校中校舎状況(1/2)



物件NO.2:旧北方小学校中校舎状況(2/2)



物件NO.3:旧北方幼稚園園庭状況(1/1)



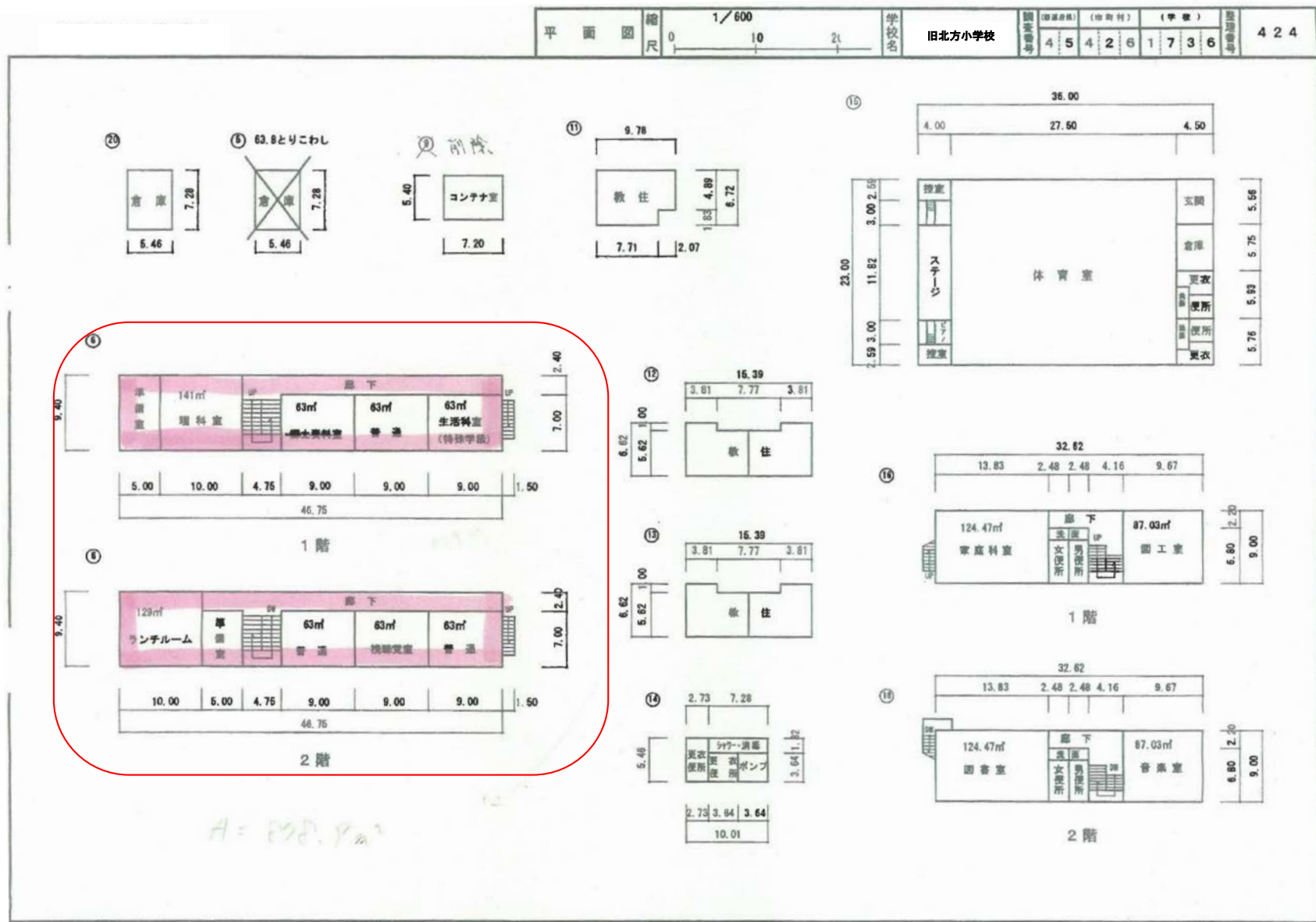
物件NO.4:旧北方幼稚園園舎状況(1/2)



物件NO.4: 旧北方幼稚園園舎状況(2/2)

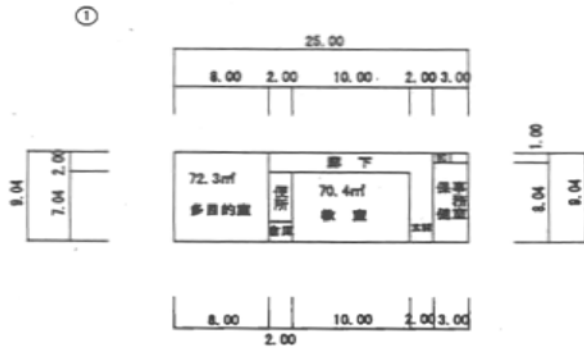


物件NO.2:旧北方小学校中校舎配置図



物件NO.4:旧北方幼稚園園舎配置図

平面図	縮尺	1/600			施設名	旧北方幼稚園	園舎階数	(構造形式)		(築年)		事務室階数	147
		0	10	20				4	5	2	0		



受付番号	
------	--

様式第1号-1 (単体用)

参加申込書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(申込者) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名 印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、関係書類を添えて参加を申し込みます。

(申込者連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

受付番号

様式第2号

事業者概要書

① 会社名又は氏名	
② 代表者氏名	
③ 創業年月	昭和・平成 年 月
④ 営業年数	年 ヶ月
⑤ 従業員数	人
⑥ 経営方針	
⑦ 事業内容	

様式第3号

暴力団等排除に係る誓約書

当方は、延岡市との契約締結に当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市の求めに応じ、当方の役員の一覧表（延岡市指定のもの）及び履歴事項全部証明書の写しを提出し、当該提出書類から確認できる範囲での個人情報宮崎県警察本部に提供することについて同意します。

記

- 1 当方の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下同じ。）は、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。また、将来においても同様です。
- 2 当方は、条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。
- 3 当方は、役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していません。また、将来においても同様です。
- 4 当方の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。
- 5 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与いたしません。また、将来においても同様です。
- 6 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。
- 7 当方自ら又は第三者を利用して、延岡市に対し暴力的な行為、脅迫的な言

動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて延岡市の業務を妨害する行為はいたしません。また、将来においても同様です。

- 8 暴力団又は暴力団関係者を、延岡市と締結した契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約（以下「再委託契約」という。）の相手方としません。
- 9 再委託契約の相手方が、暴力団又は暴力団関係者であることが判明したときは、当該再委託契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 10 暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合、又は再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、延岡市への報告を行います。

延岡市長 読谷山 洋司 様

平成 年 月 日

(住所)

(商号又は名称)

(代表者名)

⑩

受付番号	
------	--

様式第4号

役員等名簿

氏名又は名称： _____

住所又は所在地： _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

受付番号	
------	--

様式第 5 号-1 (単体用)

質 問 書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山洋司 様

(質問者) 住 所 _____

会社名又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 印

担当者名 _____

連絡先 _____

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、質問書を提出します。

<質問事項>

<回答> ※質問者は記載しないこと。

【質問書の送付先】

延岡市総務部管財課

E-mail kanzai@city.nobeoka.miyazaki.jp

受付番号

様式第 5 号-2 (グループ用)

質 問 書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(質問者：代表法人) 住 所 _____

会社名又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____

連 絡 先 _____

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名	担当者名 担当者連絡先
印	
印	
印	

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、質問書を提出します。

<質問事項>

<回答>※質問者は記載しないこと。

【質問書の送付先】

延岡市総務部管財課

E-mail kanzai@city.nobeoka.miyazaki.jp

受付番号	
------	--

様式第6号-1 (単体用)

現地見学説明会参加申込書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(申込者) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名 印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、現地見学説明会について、参加を申し込みます。

【参加者】

役職等	氏名

(連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

受付番号

様式第6号-2 (グループ用)

現地見学説明会参加申込書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(申込者：代表法人)

住 所

会社名又は氏名

代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名	担当部署 担当者名 担当者連絡先
印	
印	
印	

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、現地見学説明会について、参加を申し込みます。

【参加者】

会社名又は氏名	役職等	氏名

(代表法人連絡先)

担当部署

担当者名

TEL

FAX

E-mail

受付番号	
------	--

様式第7号-1 (単体用)

企 画 提 案 書 提 出 届

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山洋司 様

(提出者) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名 印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案書を提出します。

(連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

受付番号

様式第7号-2 (グループ用)

企画提案書提出届

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山洋司 様

(提出者：代表法人) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名	担当部署 担当者名 担当者連絡先：
印	
印	
印	

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案書を提出します。

(代表法人連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

受付番号	
------	--

様式第8号-1 (単体用)

企 画 提 案 書

(提出者) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名

印

1. 提案概要

(1) 用途 (施設名称等)	
(2) 事業概要 (コンセプト等)	

2. 事業計画

<p>(1) 地域経済の活性化及び市内雇用の創出に向けた取り組み</p>	
<p>(2) 地元地区や住民等と長期的に良好な関係を構築していく取り組み</p>	
<p>(3) 地元地区や住民等の生活環境に対する安全・安心に配慮した取り組み</p>	

<p>(4) 地域貢献等に資するこれまでの取組み</p>	
<p>(5) 独自の提案・アピールポイント等</p>	
<p>(6) 貸付物件の利用形態（レイアウト等）、貸付開始までのスケジュール、実施体制等</p>	

受付番号	
------	--

様式第8号-2 (グループ用)

企 画 提 案 書

(提出者：代表法人) 住 所
会社名又は氏名
代 表 者 氏 名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名
印
印
印

1. 提案概要

(1) 用途 (施設名称等)	
(2) 事業概要 (コンセプト等)	

--	--

2. 事業計画

<p>(1) 地域経済の活性化及び市内雇用の創出に向けた取り組み</p>	
<p>(2) 地元地区や住民等と長期的に良好な関係を構築していく取り組み</p>	
<p>(3) 地元地区や住民等の生活環境に対する安全・安心に配慮した取り組み</p>	

(4) 地域貢献等に 資するこれまでの 取組み	
(5) 独自の提案・ アピールポイント 等	
(6) 貸付物件の利 用形態（レイアウト 等）、貸付開始ま でのスケジュール、実 施体制等	

受付番号	
------	--

様式第9号-1 (単体用)

年間貸付料見積書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者) 住 所
 会社名又は氏名
 代表者氏名 印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、年間貸付料見積書を提出します。

①物件 NO 1	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 95,732 円

②物件 NO 2	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 80,400 円

③物件 NO 3	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 61,296 円

④物件 NO 4	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 21,720 円

合計 (①+②+③+④)	貸付料 (年額)	百万			千			円
-----------------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 259,148 円

※金額の記入にあたってはそれぞれの物件毎に最低貸付料以上の額(税抜き額)を記入してください。

受付番号	
------	--

様式第9号-2 (グループ用)

年間貸付料見積書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者：代表法人) 住 所
 会社名又は氏名
 代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名
印
印
印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、年間貸付料見積書を提出します。

①物件 NO 1	貸付料 (年額)	百万			千			円

※最低貸付料 95,732 円

②物件 NO 2	貸付料 (年額)	百万			千			円

※最低貸付料 80,400 円

③物件 NO 3	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 61,296 円

④物件 NO 4	貸付料 (年額)	百万			千			円
----------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 21,720 円

合計 (①+②+③+④)	貸付料 (年額)	百万			千			円
-----------------	-------------	----	--	--	---	--	--	---

※最低貸付料 259,148 円

※金額の記入にあたってはそれぞれの物件毎に最低貸付料以上の額(税抜き額)を記入してください。

受付番号	
------	--

様式第 10 号-2 (グループ用)

資金計画書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者：代表法人) 住 所
 会社名又は氏名
 代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名	
	印
	印
	印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、貸付物件の利活用における設備投資から事業開始までの資金の調達計画とその内訳について、資金計画書を提出します。

資金計画			資金調達計画		
NO	項目	金額	項目	調達先	金額
1	設計・監理費		出資金		
2	内装工事費		借入金		
3	設備工事費		自己資金		
4	その他関連工事費		保証金		
5	什器・設備購入費		その他		
6	公租公課				
7	人件費				
8	その他の経費				
合計			合計		

※行間、書式、ページ数、参考資料の添付等は適宜調整してください

受付番号	
------	--

様式第 11 号-1 (単体用)

収支計画書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者) 住 所

会社名又は氏名

代表者氏名

印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、貸付物件の利活用に伴う、事業の収支計画とその内訳について、3ヶ年の収支計画書を提出します。

【収入】

項目	1年目		2年目		3年目	
	金額	積算	金額	積算	金額	積算
1						
2						
3						
4						
合計	—		—		—	

【支出】

項目	1年目		2年目		3年目	
	金額	積算	金額	積算	金額	積算
1						
2						
3						
4						
合計	—		—		—	

項目	1年目	2年目	3年目
収支差額			
収支残高			

※1年目は平成31年6月貸付開始を前提とした収支計画としてください。

※行間、書式、ページ数、参考資料の添付等は適宜調整してください。

受付番号	
------	--

様式第 11 号-2 (グループ用)

収支計画書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者：代表法人) 住 所
会社名又は氏名
代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名
印
印
印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、貸付物件の利活用に伴う、事業の収支計画とその内訳について、3ヶ年の収支計画書を提出します。

【収入】

項目	1年目		2年目		3年目	
	金額	積算	金額	積算	金額	積算
1						
2						
3						
4						
合計	—		—		—	

【支出】

項目	1年目		2年目		3年目	
	金額	積算	金額	積算	金額	積算
1						
2						
3						
4						
合計	—		—		—	

項目	1年目	2年目	3年目
収支差額			
収支残高			

※1年目は平成31年6月貸付開始を前提とした収支計画としてください。

※行間、書式、ページ数、参考資料の添付等は適宜調整してください。

受付番号	
------	--

様式第 12 号-1 (単体用)

辞退届出書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者) 住 所

会社名又は氏名

代表者氏名

印

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、応募を辞退したいので届け出ます。

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

--

(連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

受付番号

様式第 12 号-2 (グループ用)

辞退届出書

平成 年 月 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

(提出者：代表法人) 住 所

会社名又は氏名

代表者氏名

印

【構成グループ】

住所 会社名又は氏名 代表者氏名	担当部署 担当者名 担当者連絡先：
印	
印	
印	

「延岡市旧北方小学校及び旧北方幼稚園利活用事業者等選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、応募を辞退したいので届け出ます。

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

(代表法人連絡先)

担当部署 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____